

富山駅乗換を活用したインバウンドミニツアーガイド調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山駅乗換を活用したインバウンドミニツアーガイド調査事業業務委託の公募型プロポーザルの実施に際し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 委託業務名 | 富山駅乗換を活用したインバウンドミニツアーガイド調査業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和8年2月13日（金） |
| (4) 委託料の上限額 | 金1,694,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※上記額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定します。 |

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者を言う。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者（参加者が法人その他団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生

- 手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者
- セ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ソ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

4 参加手続

（1）プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書（様式第 1 号）を令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時までに富山県観光推進局観光振興室（以下全ての書類の提出先）に提出してください。なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、11 月 10 日（月）午後 5 時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

（2）質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式第 2 号）を令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時までに提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問への回答は、11 月 6 日（木）までに全ての質問書提出者に通知します。

（3）受け付けない質問項目

- ア 評価基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

（4）到達確認

（1）、（2）いずれも必ず電話で到達を確認してください。

5 企画提案書等の提出

（1）提出書類

次①から⑥の書類を提出してください。また、必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。

① 企画提案書（様式第 3 号）

下記 7. の《審査基準》を参照のうえ、別紙「仕様書」の内容を踏まえて作成してください。

- ② 会社概要（様式任意）
- ③ 実施体制（様式任意）
- ④ 実施スケジュール（様式任意）
- ⑤ 業務実績（様式第4号）

過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）において、都道府県又は市町村等から受託した同種又は類似の業務実績

主な事例を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料も添付してください。

- ⑥ 経費見積書（様式任意）

上記「2（4）．委託料の上限額」に留意のうえ、本委託業務を実施するために必要なすべての経費を算出し、内訳が具体的に分かるように記載してください。

提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県 観光推進局 観光振興室 観光地域づくり推進担当（担当：木沢）

メール：akankoshinko@pref.toyama.lg.jp 電話：076-444-3500

（3）提出期限 令和7年11月11日（火）午後5時【必着】

（4）提出方法 電子メール ※メール送信後、必ず到着確認の電話を行ってください。

6 審査方法等

（1）審査

提出された企画書等の書面審査

ただし、上記「2（4）委託料の上限額」を超えた場合は、審査の対象としない。

（2）審査基準

次のとおり

審査観点	配点
1. 事業の理解度	30
① 実施計画は、本業務の目的を十分に達成できる内容となっているか。	
② 外国人旅行者に対して、的確に訴求できるような内容となっているか。	
③ 外国人観光客の再訪意欲・観光消費額の増加につながる内容となっているか。	
2. 企画内容	40
① 通訳案内士や自治体等と密な連携を図り、目的実現のための実施体制を構築・運営できる内容となっているか。	
② 多くの外国人旅行者にツアー参加を促す周知方法であり、ツアーが効果的かつ外国人旅行者が求めるテーマ・内容になっているか。	
③ 通訳案内士の個々の状況に応じて、きめ細やかに対応するとともに、今後の県内観光ガイド全体の活躍に向けた内容になっているか。	
④ 業務の効果を適切に調査・分析し、富山県の観光施策の今後の参考となる内容として実施できるか。	
3. 実施体制	20

① 全体のスケジュールが具体的かつ明確で、業務の確実な実施が可能か。	
② 同種業務に係る十分な実績・知識・ノウハウがあるか。	
4. 経済性	1 0
① 事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	
合計	1 0 0

(3) 結果通知

審査結果は、書面（電子メール）で通知するとともに委託契約候補者の名称等を県のホームページで公表します。なお、決定経緯及び決定理由に関する問合せには応じません。

7 契約

契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他

(1) 次に掲げる場合については提案を一切無効とします。

①所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。

(3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。

(4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

(6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

(7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

10 スケジュール

令和7年10月27日（月）	募集開始
令和7年11月4日（火）午後5時	質問書提出期限
令和7年11月7日（金）午後5時	プロポーザル参加申込書
令和7年11月11日（火）午後5時	提案書等提出期限
令和7年11月12日（水）以降	書面審査
令和7年11月中旬	審査結果通知・契約締結